

野々市市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により当該報告を次のとおり公表する。

令和元年12月16日

野々市市監査委員 小松靖典

野々市市監査委員 大東和美

定期監査結果報告書

1 監査対象部局

総務部

総務課、秘書室、財政課、税務課、市民課、環境安全課

企画振興部

企画課、地域振興課、市民協働課、産業振興課

土木部

建設課、建築住宅課、都市計画課、上下水道課

2 定期監査実施期間

令和元年9月1日から令和元年12月10日まで

3 定期監査の範囲

平成31年4月1日から令和元年9月30日までの執行分

4 監査の方法

あらかじめ執行状況資料等の提出を求め、事務局職員により、その内容の通査等を行った。

また、審査日には担当部長及び関係職員の同席のもとに、所属長から定期監査資料に基づく所管事業の進捗状況等を聴取し、質疑を交わした。

5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理が、法令に基づき適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

6 監査の結果

予算の執行状況、財産管理状況、事務事業の管理状況の項目については、定期監査の範囲において、おおむね良好に執行がなされているものと認められた。

なお、事務処理上の意見については、質疑の過程において当事者に指導したため本書には省略した。

7 監査の結果に添える意見

総務部

特段の指摘事項はないが、意見は次のとおりである。

総務課

財産の管理

庁舎敷地内の除草については、特に市民から指摘されることのないよう日頃から庁舎の美化保全に努め、計画的に適切な時期に実施されたい。

秘書室

職員の健康管理

(1) インフルエンザは、重篤化や合併症により病気休暇が長引けば、業務を縮小または停止しなければならないリスクを負うことから、予防接種は可能な限り接種されるよう周知されたい。また、所属長は、日頃から職員が健康管理をしやすい職場環境を整備されたい。

(2) ストレスチェックの実施は事業者の義務であり、未受診者を放置することは潜在的な労務リスクを抱えることとなるため、事業者として法的責任を果たしているとは言えない。全職員が受診されるよう留意されたい。

人事管理

職員の時間外勤務の状況についてはほとんどの部署で改善が見られ評価できる。

企画振興部

特段の意見はない。

土木部

特段の意見はない。